

座間市教育委員会 2月定例会会議録

- 1 開会日時 令和5年2月8日(水) 午前9時39分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 馬場 悠男 委員 鈴木 義範
 委員 北村 美奈子 委員 有山 周一
- 4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真
 教育指導課長 宮崎 広孝 生涯学習課長 吉野 芳絵
 図書館長 飯田 京子 教育研究所長 石田 正行
- 5 書 記 佐藤 雄一 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	4	座間市生涯学習プラン(令和5～12年度)の策定について	生涯学習課長	承認
2	5	県費負担教職員の人事について	学校教育課長	承認
3	6	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
4	7	座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長	承認
5	8	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	2	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会2月定例会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は2月8日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に鈴木委員と北村委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 1月11日（水）教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、有山委員出席です。

1月12日（木）定例校長会議、教育長出席です。

1月13日（金）定例教頭会議、教育長出席です。

1月14日（土）ざま井上兄弟ファンミーツ、教育長出席です。

1月16日（月）防災カフェ、教育長出席です。

1月18日（水）市議会第1回臨時会、教育長出席です。

1月22日（日）市新春祭囃子たたき初め大会開会式、教育長出席です。

1月23日（月）災害対策本部シェイクアウトプラス1訓練、教育長出席です。

1月24日（火）市統計グラフコンクール作品展覧会、教育長見学です。

同日、ざまユニバーサルアート巡回展、教育長見学です。

同日、一般社団法人座間青年会議所新年賀詞交歓会、教育長出席です。

1月25日（水）学校訪問C（旭小学校）、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

1月26日（木）市青少年薬物乱用・いじめ防止等対策連絡協議会、教育長出席です。

1月27日（金）アーン小学校訪問（栗原小学校国際交流会）、教育長出席です。

同日、県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

1月28日（土）市青少年芸術祭人形劇部門公演、教育長出席です。

1月29日（日）～座間音楽祭2023～ THE SUPER OCTET ザ・スーパーオクテットー、教育長出席です。

2月2日（木）交通安全横断旗寄贈式（㈱金谷商運及び㈱クロスロード）、教育長出席です。

2月3日（金）研究発表会（立野台小学校）、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

2月4日（土）市青少年芸術祭音楽部門公演、教育長出席です。

2月5日（日）市中学校給食（選択式）試食会、教育長出席です。

2月6日（月）大凧まつり凧文字選考会、教育長出席です。凧文字は、「華風」という字に決まりました。

同日、教育研究員全体会、教育長出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第5号及び第6号並びに報告第2号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第5号及び第6号並びに報告第2号は非公開といたします。また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。それでは、議案第4号「座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）の策定について」、説明をお願いいたします。

（吉野課長 挙手）

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 それでは、資料4ページを御覧ください。本件については、現在の生涯学習プランの計画期間が今年度末に満了することに伴い、次の生涯学習プランを策定するため提案するものです。

本プランの素案に対しては、教育委員会1月定例会の協議において御意見をいただきましたほか、12月から1月までパブリックコメントを実施し、また、社会教育委員からも御意見をいただきました。御意見を踏まえ、素案の内容の一部を変更しましたので、報告させていただきます。なお、字句の整理に関するものは省略させていただきます。

別添1の「座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）案」を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、「生涯学習の意義と計画の趣旨」の3行目、「社会基本法」と記載があったものを「教育基本法」に改めました。

次に、1ページを御覧ください。「I 座間市生涯学習プランの性格」、「1 位置づけ」に掲載しているイメージ図の中の「教育施策関連個別計画」に、「豊かな心を育む

ひまわりプラン」とその説明を追加し、生涯学習のうち、学校教育に関することは本プランとは別に計画していることを明確にいたしました。

次に、2ページからの「Ⅱ 座間市の社会教育（生涯学習）のあゆみ」の変更点です。年数表記は和暦と西暦を併記することとし、例えば、1行目の「昭和29（1954）年」にありますような表記に統一いたしました。

ここではさらに、4か所の変更を行いました。まず、【明治期～昭和期（第二次世界大戦前）】の2, 3行目、幼年会の活動内容の例示を「読み聞かせや遠足、集団登校など」に改め、地域全域に広がったことを追加しました。

続いて、【昭和期（第二次世界大戦後）】では、昭和30年代の社会教育関係団体の活動により、本市が社会教育活動における先進的自治体となったことを追加しました。

続いて、3ページの3行目から4行目にかけて、昭和50年代の取組として市民大学事業を追加しました。

最後に、【平成期】の3段落目に、フリースペースの取組を追加しました。

次に、5ページからの「Ⅲ 前生涯学習プランの総括」の変更点です。「(1) 市民が主役となる生涯学習の推進」の中で、現状分析及び課題に、市民自主企画講座等の委託講座の実施団体や内容の固定化という問題意識と課題を追加するとともに、本プランが対象とするボランティアの種類を明確にするために、「生涯学習ボランティア」、「保育ボランティア」というように名称や詳細説明を追加いたしました。また、スポーツ関係の取組におきまして、「スポーツ団体への支援」を追加しました。

次に、9ページを御覧ください。「(9) 学習活動の支援体制の確立」の【課題】に、「専門性を持つ職員（社会教育主事等）の安定的配置及び資質向上」を追加したほか、「(10) 学習成果の評価システムの実施」の【課題】に、「学習成果の評価の難しさ」を追加しました。

次に、「Ⅳ 生涯学習推進の基本理念と基本目標、基本方針と基本施策」の変更点を申し上げます。13, 14ページを御覧ください。「基本方針(3) 社会情勢の変化から生じる現代的課題に対応した生涯学習の推進」の現状分析の2行目です。現代的課題の例示に「性の多様性」を追加しました。また、【基本施策】の「②市民大学等の充実」について、取組の説明を「多種多様で専門的な学習機会の提供・充実」に改めました。

最後に、23ページを御覧ください。アンケート調査集計結果のグラフについて御意見をいただき、様々な種類のグラフを試しましたが、全ての質問項目に適したグラフがなかったことから、グラフを削除いたしました。代わりに、表の項目を回答割合が大きい順に左から並べることにより、分かりやすさを保つよう努めました。

なお、本日の会議に先立ち、座間市生涯学習プラン策定委員会において最終的な内容の確認をいただいております。

議案第4号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。

前回、鈴木委員からは多くの御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

鈴木委員 よくできていると思います。

木島教育長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは御質問等もないようですので、議案第4号は承認することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第4号は承認いたします。

続きまして、議案第7号「座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 それでは、資料8ページを御覧ください。本件については、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正及び条文の整備を行うため提案するものです。

改正文については9ページ、新旧対照表は10ページのとおりです。地方公務員法の一部改正に伴う所要の改正と併せて、他の教育委員会規則や、市長部局の規則と統一した表現とするため改正を行います。なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

議案第7号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第7号は承認することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第7号は承認いたします。

続きまして、議案第8号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料1 1ページを御覧ください。本件については、令和4年度座間市一般会計補正予算案について提案するものです。

お手元の資料、別添2を御覧ください。1ページは、市長からの意見聴取の文書です。

補正予算の具体的内容は2ページ以降に記載しておりますが、まずは補正予算について御説明します。補正予算には、即決と定期の2種類がございます。即決とは、即日採択をしていただくもので、委員会に付託をしません。一方、定期については、予算決算常任委員会、民生教育分科会に議案を付託して、そちらで審査をしていただくものでございます。

それでは、令和4年度即決分補正予算の歳入について御説明します。資料3ページを御覧ください。No. 1は、相武台東小学校1号棟外壁改修工事(Ⅲ期)、相模が丘小学校屋内運動場外壁及び屋根改修工事、東原小学校1号棟外壁改修工事、以上3件の工事に対し6,649万5千円の国庫補助が充てられますので、新たに予算措置するものです。

No. 2は、西中学校1号棟・昇降口棟外壁及び屋上防水改修工事、栗原中学校屋内運動場屋根・外壁・床改修工事、東中学校エレベーター設置工事に対し6,607万4千円の国庫補助が充てられますので、新たに予算措置するものです。

No. 3及びNo. 4はそれぞれ、No. 1、No. 2の工事実施に伴い新たに教育債を設定するための予算措置です。

続いて、令和4年度即決分補正予算の歳出について御説明します。資料4ページを御覧ください。No. 1からNo. 3までは、3ページに記載の相武台東小学校、相模が丘小学校及び東原小学校の工事実施に伴う予算措置です。

No. 4からNo. 8までは、同じく3ページに記載の、西中学校、栗原中学校及び東中学校の工事実施に伴う予算措置です。

続きまして、令和4年度即決分補正予算の繰越明許費について御説明します。資料5ページを御覧ください。こちらに記載の二つの事業費は、ここまで御説明した工事について、令和4年度中の工事完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものです。具体的な工事は令和5年度に実施いたします。

以上が、令和4年度即決分補正予算の説明です。

続きまして、今御説明しました即決分を除く、令和4年度定期補正予算の歳入について御説明します。資料7ページを御覧ください。No. 1は、学校における換気対策等に対し60万9千円の国庫補助が充てられるための予算措置です。

No. 2は、貴重な寄附が寄せられたことによる33万円の予算措置です。

No. 3からNo. 5までは、修学旅行費の対象者が当初見込みを下回ることによる国補助金の減額です。

続きまして、令和4年度定期補正予算の歳出について御説明します。資料8ページを御覧ください。No. 1は、換気対策に必要な備品を購入するための予算措置です。

No. 2は、寄附金を基金に積み立てるための増額です。

No. 3は、換気対策及び感染者等発生時に必要な消耗品を購入するための予算措置です。

No. 4は、県大会等への出場が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

No. 5は、相模野小学校2号棟外壁及び屋上防水改修工事設計委託、中原小学校屋内運動場屋根改修工事設計委託の事業費確定に伴う減額です。

No. 6及びNo. 7は、ひばりが丘小学校及び西中学校の改修工事の特定財源である、学校施設環境改善交付金の額の確定に伴い、一般財源に不足が生じたため、増額する補正です。

資料9ページを御覧ください。No. 8は、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校給食調理室の空調機設置スケジュールを後ろ倒しにしたことにより、稼働を想定して予算措置した空調機保守点検委託料が不要となったことに伴う減額です。

No. 9は、中学校給食の喫食率及び実施回数が当初見込みを下回ることによる減額です。

No. 10は、要保護及び準要保護児童援助費の支給対象者が当初見込みを上回ることによる増額です。

No. 11は、要保護及び準要保護生徒援助費の支給対象者が当初見込みを下回ることによる減額です。

No. 12は、主に修学旅行費の支給対象者が当初見込みを下回ることによる減額です。

最後に、令和4年度定期補正予算の繰越明許費について御説明します。資料10ページを御覧ください。こちらに記載の二つの事業費は、令和4年度中の事業完了が見

込めないため、繰越明許費の設定を行うものです。令和5年度に事業を実施いたします。

議案第8号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(有山委員 挙手)

木島教育長 有山委員、お願いいたします。

有山委員 7ページのNo. 1ですが、「学校における換気対策等」とは具体的にどのようなものでしょうか。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 空気清浄機の購入のほか、消耗品として、サーキュレーターやCO2モニターといった物品の購入を想定しております。

有山委員 分かりました、ありがとうございます。

木島教育長 他にはいかがでしょうか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは私から。学校教育課の部分で、修学旅行費の対象者が当初見込みを下回ったということについて、御説明いただけますか。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 当初、見込み人数を設定するわけですが、学年によって対象者の人数が異なる関係で、今年度は見込み人数を下回ってしまったという状況です。

木島教育長 分かりました、ありがとうございます。

それでは、他に御質問等もないようですので、議案第8号は承認することによりたいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第8号は承認いたします。

本日、公開の案件は以上です。

会議の冒頭で決定しましたとおり、議案第5号及び第6号並びに報告第2号は非公開といたします。

(議案第5号「県費負担教職員の人事について」及び第6号「座間市教育委員会職員
の人事について」並びに報告第2号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、私から1点御報告をさせていただきます。お手元にお配りした地域情報紙を御覧ください。そちらに記事が掲載されておりますとおり、ハーモニーホール、座間市立市民文化会館で適正ではない使用があったということについて、昨年の夏頃から新聞や地域情報紙等で報道されています。現在、真相究明を進めているところなので、本日は中間報告ということで、私から概要を御報告させていただきたいと思っております。

お配りした地域情報紙を引用させていただくと、「ハーモニーホール座間で行われた施設の不正貸し出しを巡り」、そのような事実があったということが確認されました。座間市教育委員会教育長と公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団理事長との間で協定を締結し、指定管理をお願いしているハーモニーホールにおいて、令和2年12月及び令和3年5月に、財団の職員が一般の方に適正ではない使用をさせていたというものです。令和2年12月の事案については、前市長が個人的な目的で会議室を使用するに当たり、本来であれば御本人が直接来館の上で申請手続きすべきところを、電話を受けた財団職員が代理で申請書を記入したというものです。また、令和

3年5月の事案については、ハーモニーホールの小ホール楽屋を、前市長に便宜を図り使用させたというものです。以上2件が、現在のところ明らかになっております。

この2件の適正ではない使用に関し、今現在、市議会で調査特別委員会が設置されております。昨年11月16日には私が、同12月16日には木島教育長が参考人として調査特別委員会の場に参りまして、我々の知り得るところの経緯や、教育委員会内での判断などを述べさせていただきました。調査特別委員会はまだ継続中ですので、最終的な結論がいつ出るかは未定ですが、その結論等を踏まえて、教育委員の皆様には改めて正式に御報告させていただきたいと考えております。

本日は、昨年11月16日に私が調査特別委員会に出席した際のやり取りを、簡単ですが報告させていただきます。まず、事実経過についてということで、今回の適正ではない使用を把握したのはいつか、と問われました。これについては、「令和3年11月に市長から電話連絡をもらって承知した。」とお答えしました。市長から、「市民文化会館で適正ではない使用があったという情報が、市民から直接寄せられている。」という内容の電話連絡をいただき、その際に把握したものでございます。本件については、直ちに教育長に御報告し、情報を共有いたしました。

続いて、2点目の質問として、市長からの連絡及び協議があった時期並びにその内容について問われました。具体的な回数としては4回、市長と私とでやり取りをしましたので、その内容を御報告いたします。まず1回目の電話連絡は、先ほど申し上げたとおり、「適正ではない使用があったという情報が、市民から直接寄せられている。」という内容でした。その際、市長自ら財団に事実確認をするということで、財団のどなたに連絡するのが良いかと相談がありましたので、市長が直接連絡するのであれば相手方は理事長が良いのではないかとお答えした経過がございます。これが、令和3年11月頃と記憶しております。2回目の電話連絡は、令和4年1月にございました。内容は、令和4年1月7日に理事長と面会したこと、理事長から適正ではない使用があったことを確認したとの報告及び謝罪があったこと、口頭で嚴重注意をしたことの報告でした。3回目の電話連絡は、令和4年3月にあったと記憶しておりますが、「本件についてのでん末書を財団から取り寄せたい。」という内容でした。私は、1月の時点で既に理事長から謝罪を受け、市長が嚴重注意した案件だと伺っておりましたので、「改めて書面での提出を求める必要はないかもしれない。」というようなことを申し上げた記憶がございます。最後の連絡は、令和4年4月に「でん末書を財団から取り寄せることにした。」という報告を受けたものでございます。当初のやり取りはこの4回であったと記憶しております。

最初は、適正ではない楽屋の使用があったことのみ聞いておりましたが、その後、代理申請のような事実が新たに判明したということで、それを受けて所管部長としての考えを、3点目に問われました。これについては、今後の対応を、教育長を含め、

教育委員会で考える旨をお答えしました。

4点目に、教育長への連絡はどのようにしているか、ということをお答えしましたので、本件に関わらず、何かあればその都度御報告していることをお答えしました。

5点目に、教育委員会に通報があったかを問われましたが、これはございませんので、そのことをお答えしました。

6点目に、本件を知って以降、所管部としてどのような対応を行ってきたかを問われました。繰り返しになりますが、教育部の中では、令和4年1月7日の市長と理事長とのやり取りをもって、本件は解決済みだという理解をしておりましたので、その後特段の対応はしていないことをお答えしました。しかしながら、昨年10月には、理事長と専務理事に改めて事実確認を行いまして、教育長、教育部長、財団からは理事長と専務理事、以上4名の場で直接謝罪を受け、以後十分注意いただくようお願いしたところです。

最後に、財団を所管する部長として、前市長に楽屋の使用料の支払いを求める考えはあるか、ということをお答えしました。当初は、既に解決済みという認識でしたので、使用料の支払いを求める考えはないことをお答えしましたが、その他、代理申請など適正ではない使用があるということで、今後、教育委員会、市長とも協議をして決定していきたいとお答えしました。

昨年11月における、調査特別委員会での私のやり取りは以上です。

その後、実際に適正ではない使用に関わった財団職員や、前市長も、調査特別委員会に参考人として招致されましたが、両名とも出席しておりませんので、どこまで真相が明らかになるかは分かりませんが、先ほど申し上げましたとおり、市議会で調査特別委員会を開いている最中ですので、調査特別委員会での結論を踏まえ、本件に関しては教育委員会内部で再度検討していく必要があると思っております。まだ少し時間がかかるかもしれませんが、その節は何とぞよろしくお願いたします。

私からは以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

他に取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和5年3月27日（月）午後2時00分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会2月定例会を閉じさせていただきます。

(午前10時36分閉会)